

秘	統計法に基づく基幹統計
農 林 水 産 省	漁 業 構 造 統 計



政府統計
統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

2013年漁業センサス 流通加工調査 冷凍・冷蔵、水産加工場調査票

平成26年1月1日調査

この調査票は、統計以外の目的（税金の徴収等）に使用することはありません。

〔記入上の注意〕

- 記入に当たっては、「冷凍・冷蔵、水産加工場調査票の記入の仕方」をよく読んでから、**黒の鉛筆又はシャープペンシル**を使用し、間違えた場合は消しゴムできれいに消してください。

★数字は枠からはみ出さないように記入してください。 ★○印は点線に沿って記入してください。

記入例	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9	記入例	①
-----	---------------------	-----	---

- 調査票の内容については、本年（平成26年）の**1月1日現在**、前年（平成25年）の**11月1日現在**、過去1年間について記入する箇所があります。過去1年間の場合は、平成25年1月1日から平成25年12月31日までの1年間について記入してください。

<p style="text-align: center;">【統計調査員】</p> <p>氏 名： _____</p> <p>電話番号： _____</p>	<p style="text-align: center;">月 日 ()</p> <p style="text-align: center;">午前・午後 時ごろに</p> <p>調査票の回収に伺いますので、それまでに該当する箇所の記入をお願いします。</p>
---	--

《地域センター連絡先》

〔事務処理欄〕

区分コード	事業所の形態コード	事業所の区分コード
	1:個人 2:会社 3:漁協、漁連、生産組合 4:水産加工組合、加工連 5:その他の組合 6:その他	1:冷凍・冷蔵工場のみ 2:水産加工場のみ 3:両方
大海区 都府県 (振興局) 市区町村 漁業地区 客体番号		
[: :] - [: :] - [: : :] - [: : :] - [: :]	[:]	[:]
市区町村名	漁業地区名	事業所名

I 事業所の概要

1 過去1年間（平成25年1月1日～平成25年12月31日）に事業所で営んだ事業について、当てはまる番号をすべて○で囲んでください。

また、そのうち事業の収入が一番多かったものについて、当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

冷蔵倉庫業とは、冷凍・冷蔵施設で**寄託品の保管を行う**事業で、倉庫業法（昭和31年法律第121号）に基づくものをいいます。

水産物卸売業とは、水産物を出荷者からの販売委託又は買い受けて卸売りする事業をいいます。

水産物仲卸（買）業とは、水産物を卸売業者から買い、小売店などに販売する事業をいいます。

水産物小売業とは、水産物仲卸（買）業者から水産物を買、消費者に販売する事業をいいます。

冷蔵倉庫業	水産加工業	漁業・養殖業	水産物卸売業	水産物仲卸（買）業	水産物小売業	その他
①	①	①	①	①	①	①
①	②	②	④	⑤	⑥	⑦

当てはまる番号をすべて○で囲みます。



101 営んだ事業

当てはまる番号を一つ○で囲みます。



102 主とする事業

2 平成25年11月1日現在の事業所における従業者数を記入してください。

		千 百 十 (人)			
111	常時	男	:	:	:
112	従業者	女	:	:	:
113		うち、外国人	:	:	:
		千 百 十 (人)			
114	その他	男	:	:	:
115		女	:	:	:
116		うち、外国人	:	:	:

従業者とは、以下の①～④のいずれかに該当する人をいいます。

① 個人事業主及び無給の家族従事者

② 常勤の役員

③ 雇用者（賃金・給与（現物給与を含む。）を支給されている人）

④ 出向・派遣受入者

なお、実務にたずさわらない事業主、他の会社等へ出向・派遣している者及び研修生は含みません。

常時従業者とは、上記の①及び②に加え、③又は④のうち、以下の⑤～⑦のいずれかに該当する人をいいます。

⑤ 期間を定めずに従事している人

⑥ 1か月を超える期間を定めて従事している人

⑦ 平成25年9月と10月にそれぞれ18日以上従事した人

その他とは、常時従業者以外の従業者をいいます。

例：1か月以内の期間を定めて雇用されている人、日々雇用されている人、など

なお、臨時雇用、日々雇用の場合でも、常時従業者の⑦に該当する場合は、常時従業者に含みます。

うち、外国人には、「常時従業者」及び「その他」のそれぞれに含まれている外国人の人数を記入してください。

なお、外国人研修・技能実習制度における雇用契約に基づく技能等習得活動及び習得した技能等を要する業務に従事している場合は従業者に含めますが、講習による知識習得活動期間中の者は従業者に含めません。

II 冷凍・冷蔵工場

以下に該当する場合は、このページを記入してください。
 該当しない場合は次のページへ進んでください。

主機10馬力（7.5kW）以上の冷凍・冷蔵施設を所有し、調査日前1年間（平成25年1月1日～平成25年12月31日）に水産物の低温保管した事業所又は水産物の凍結作業を行った事業所が対象です。

なお、冷蔵庫保管業の他、水産加工場が所有する主機10馬力（7.5kW）以上の自家用冷凍・冷蔵庫で、加工原料や製品を保管した場合も含めます。

1 事業所の冷凍・冷蔵庫の用途について、当てはまる番号一つを○で囲んでください。

営業用とは、倉庫業法に基づき営業許可を受けた冷蔵倉庫で、水産物の保管に用いるものをいい、自営品のみを扱った工場であっても、倉庫業法に基づくものは含めません。

自家用とは、倉庫業法に基づかない冷蔵倉庫で、水産物の保管に用いるものをいい、寄託品を扱っている工場であっても、倉庫業法に基づかないものは含めません。

201	営業用	自家用
	①	②

2 過去1年間に事業所の冷凍・冷蔵庫を利用した利用者について、当てはまる番号をすべて○で囲んでください。

また、そのうち在庫量が一番多かった利用者について、当てはまる番号を一つ○で囲んでください。

漁業協同組合等には、漁業協同組合の他、漁業生産組合及び漁業協同組合連合会を含めます。

漁業者には、個人の他、会社等の法人を含めます。

水産加工業協同組合等には、水産加工業協同組合の他、水産加工業協同組合連合会、その他の加工組合（事業協同組合、企業組合等）を含めます。

加工業者には、個人の他、会社等の法人を含めます。

	寄託品							自営品
	漁業協同組合等	漁業者	水産加工業協同組合等	加工業者	卸売業者	買受人	その他	
211 利用者	①	①	①	①	①	①	①	①
212 主な利用者	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧

当てはまる番号をすべて○で囲みます。

当てはまる番号を一つ○で囲みます。

3 事業所の冷凍・冷蔵庫の冷蔵能力（収容トン数）及び1日当たりの凍結能力をトン単位で記入してください。

万 千 百 十 (トン)

万 千 百 十 (トン/日)

221 冷蔵能力 : : : : :

222 凍結能力 : : : : :

(冷蔵能力の換算率) 1m³ = 0.4トン

以下に該当する場合は、このページ以降を記入してください。
該当しない場合はここで終わりです。

Ⅲ 水産加工場

調査日前1年間（平成25年1月1日～平成25年12月31日）に、販売を目的として、水産物を原料として加工製造を行った事業所の方が対象です。

なお、漁業を営む事業所・世帯であっても、加工製造のための作業場等を有し、かつ専従の従事者を雇って加工製造を行っている場合も対象となります。

※ 水産加工品とは、水産動植物を主原料（原料割合で50%以上）として製造された食用加工品、飼肥料をはじめ、生鮮水産物を凍結した冷凍水産物のことです。

1 過去1年間に事業所で生産したすべての水産加工品について、その種類ごとに生産量をkg単位で記入してください。

		301					301					
		生 産 量					生 産 量					
		万 千 百 十 (kg)					万 千 百 十 (kg)					
①	ねり製	かまぼこ類	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
②	品	魚肉ハム・ソーセージ類	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
③	冷凍	魚介類	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
④	食品	かに類	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
⑤		その他	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
⑥		水産物調理品	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
⑦	素干	す る め	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
⑧	し	い わ し	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
⑨	品	そ の 他	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
⑩		干しいわし	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
⑪		干しあじ	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
⑫	塩	干しさんま	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
⑬	干	干しさば	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
⑭	品	干しかれい	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
⑮		干しほっけ	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
⑯		干しはたはた	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
⑰		そ の 他	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
⑱		煮干しいわし	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
⑲	煮	しらす干し	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
⑳	干	煮干しいかなご	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
㉑	し	ごこうなご	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
㉒	品	干し貝柱	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
㉓		そ の 他	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
㉔		塩蔵いわし	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
㉕	塩	塩蔵さば	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
㉖	蔵	塩蔵さけ・ます	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
㉗	品	塩蔵たら・すけとうだら	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
㉘		塩蔵さんま	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
㉙		そ の 他	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
㉚		くん製品	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
㉛		缶・びん詰	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
㉜		寒 天	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
㉝		油 脂	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:
㉞		飼 肥 料	:	:	:	:	:	:	:	:	:	:

1 過去1年間に事業所で生産したすべての水産加工品について、その種類ごとに生産量をkg単位で記入してください。(つづき)

		301						301									
		生産量						生産量									
		万千百十(kg)						万千百十(kg)									
③③	節製類	かつお節	:	:	:	:	:	:	⑤④	冷凍さんま	:	:	:	:	:	:	
③④		かつお なまり節	:	:	:	:	:	:	⑤⑤	冷凍ただら	:	:	:	:	:	:	
③⑤		さば節	:	:	:	:	:	:	⑤⑥	冷凍すけと うだら	:	:	:	:	:	:	
③⑥		その他	:	:	:	:	:	:	⑤⑦	生 冷凍ほっけ	:	:	:	:	:	:	
③⑦	けずり節	かつお けずり節	:	:	:	:	:	:	⑤⑧	冷凍いかな ご・こうなご	:	:	:	:	:	:	
③⑧		その他	:	:	:	:	:	:	⑤⑨	冷凍はたはた	:	:	:	:	:	:	
③⑨	塩辛類	いか塩辛	:	:	:	:	:	:	⑥①	冷凍いか類	:	:	:	:	:	:	
④①		その他	:	:	:	:	:	:	⑥②	冷凍かに類	:	:	:	:	:	:	
④②	その他の食用加工品	水産物漬物	:	:	:	:	:	:	⑥③	その他冷凍魚類・ 冷凍水産物類	:	:	:	:	:	:	
④③		調味料	水く 産だ 煮物類	こんぶ つくだ煮	その他	:	:	:	:	⑥④	冷凍すけとうだら	:	:	:	:	:	:
④④		加工品	乾燥・ 揚げ加工 ・焙焼	いか 製品	その他	:	:	:	:	⑥⑤	冷凍いわし・さば	:	:	:	:	:	:
④⑤		調味加工品	その他の調味加工品	:	:	:	:	:	:	⑥⑥	冷凍ほっけ	:	:	:	:	:	:
④⑥	その他	:	:	:	:	:	:	:	⑥⑦	冷凍その他	:	:	:	:	:	:	
④⑦	その他	:	:	:	:	:	:	:			:	:	:	:	:	:	
④⑧	生鮮冷凍水産物	冷凍まぐろ類	:	:	:	:	:	:	⑥⑧	焼・味付のり	:	:	:	:	:	00	
④⑨		冷凍かつお類	:	:	:	:	:	:			:	:	:	:	:	:	
⑤①		冷凍さけ・ ます類	:	:	:	:	:	:			:	:	:	:	:	:	
⑤②		冷凍いわし類	:	:	:	:	:	:			:	:	:	:	:	:	
⑤③		冷凍まあじ・ むろあじ類	:	:	:	:	:	:			:	:	:	:	:	:	
⑤④	冷凍さば類	:	:	:	:	:	:			:	:	:	:	:	:		

千 百 十
万 万 万 万 千 百 十 (枚)

原料の板のりに換算した枚数を記入してください。

2 過去1年間に事業所で生産したすべての水産加工品について、年間の販売金額が最も多かった種類を、上記1の番号①～⑥⑧から一つ選んで記入してください。

311 年間販売金額第1位の水産加工品の種類

3 過去1年間の事業所における水産加工品の販売金額（消費税を含む。）について、当てはまる番号を一つ〇で囲んでください。

	100 万円 未 満	100 万円 未 満	500 万円 未 満	1,000 万円 未 満	5,000 万円 未 満	1 億 円 未 満	5 億 円 未 満	10 億 円 以 上
321	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧

水産加工品以外の製品を販売している場合は、事業所の総販売金額（消費税を含む。）のうち、**水産加工品のみの販売金額（消費税を含む。）**に該当する区分を〇で囲んでください。

製造した水産加工品を**自社の他事業所へ加工原料として提供した場合**には、その分の金額は販売したものとして見積もってください。

4 過去1年間の事業所における原材料（水産動植物）の仕入れ状況について

(1) 原材料に占める国産品の割合（重量ベース）について、当てはまる番号を一つ〇で囲んでください。

	す べ て 国 産	70 % 以 上	50 % 未 満	30 % 未 満	30 % 未 満	す べ て 輸 入
331	①	②	③	④	⑤	⑥

1～5を選んだ方は（2）もお答えください。

(2) 事業所における国産原材料の仕入先について、当てはまる番号をすべて〇で囲んでください。

	漁 業 者	漁 業 協 同 組 合	そ の 他
332	①	①	①

漁業協同組合には、漁業協同組合が開設する魚市場から仕入れた場合を含めてください。
漁業を営む事業所・世帯において加工原料を自ら漁獲・収獲している場合は、**その他**に含めてください。

